

令和8年1月27日
練馬区健康推進課

令和8年度練馬区産後ケア事業業務委託（単価契約）事業者募集にかかる質問と回答

番号	質問事項	回答
1	評価項目の中に、「練馬区内または近隣区市に実施場所を有するか」とあるが、近隣区市に「北区」は該当するか。	評価項目に定める近隣区市は練馬区に隣接する自治体となるため、北区は該当しません。
2	業務実施体制の施設管理者は、病院長・産婦人科科長(医師)、病棟師長(助産師)のいずれかを候補として考えていますが、適切な職位職種がありますか。	特に職位職種の指定はありませんが、実際に産後ケア事業に従事する職員等を専任することが適切と考えます。
3	連携医療機関について、緊急の1次医療については、自院で行うことになりますが、自院として届けてよいですか。	緊急の1次医療を自院で行う場合は、自院の医師の名前を連携医療機関欄にご記入ください。
4	母子ショートステイを実施するにあたって、個室が空いていない場合に、4人部屋での実施を考えていますが、料金については同一料金で差し支えありますか。	練馬区産後ケア事業の実施にあたって、大部屋と個室で区からの委託料は変わりません。 大部屋と個室で利用者の負担額が異なる場合は、事前に利用者へ説明をお願いいたします。
5	産後ケア事業の受託施設と認可いただけた場合に、その他の行政機関等に、届出や報告が必要になりますか。	区による審査の結果、練馬区産後ケア事業の受託者に選定された場合の届出や報告は不要です。